

| 改 正 後   | 改 正 前                               |
|---|-------------------------------------|
| 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例  | 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例                  |
| 目次  | 目次                                  |
| 第一章～第五章 (略)   | 第一章～第五章 (略)                         |
| 第六章 罰則 (第二十一条～ <u>第二十五条</u> )   | 第六章 罰則 (第二十一条～ <u>第二十四条</u> )       |
| 附則  | 附則                                  |
| 第一条～第七条 (略)   | 第一条～第七条 (略)                         |
| <u>(多数の動物の飼養に係る届出)</u>  | <u>(新設)</u>                         |
| <u>第七条の二 犬又は猫(生後九十日以内のものを除く。)その他の規則で定める動物(以下この項及び第三項において「対象動物」という。)の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等(施設若しくは飼養の用に供する建物(これらの敷地を含む。)又は飼養の用に供する土地(施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。))をいう。以下この項において同じ。)において規則で定める数以上となったときは、その日から三十日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、法第十条第一項の登録を受けた者又は法第二十四条の二の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。</u> |                                     |
| <u>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</u>   |                                     |
| <u>二 飼養施設等の所在地</u>  |                                     |
| <u>三 飼養する対象動物の種類及び数</u>   |                                     |
| <u>四 飼養施設等の構造及び規模</u>   |                                     |
| <u>五 その他規則で定める事項</u>  |                                     |
| <u>2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u>   |                                     |
| <u>3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る対象動物の数が同項の規則で定める数未満となったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</u>  |                                     |
| 第八条・第九条 (略)   | 第八条・第九条 (略)                         |
| (収容の公示等)  | (収容の公示等)                            |
| 第十条   | 第十条                                 |
| 1～3 (略)   | 1～3 (略)                             |
| 4 前三項の規定(飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。)は、   | 4 前三項の規定(飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。)は、 |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>知事が、法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定により犬又は猫を引き取った場合及び法第三十六条第二項の規定により犬、猫等を收容した場合について準用する。</p> <p>(犬又は猫の譲渡)</p> <p>第十一条 知事は、法第三十五条第一項本文の規定により引き取った犬又は猫をその飼養を希望する者で適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条(第十七条 (略))<br/>(手数料等)</p> <p>第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>一(五 (略))</p> <p>六 法第三十五条第一項本文の規定により、犬又は猫の引取りを求める者一頭又は一匹につき二千円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>2 法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第三十六条第二項の規定により收容された犬、猫等又は第九条第一項の規定により收容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第十九条(第二十四条 (略))<br/>(過料)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第七条の二第二項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第七条の二第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者</p> | <p>知事が、法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第三十六条第二項の規定により犬、ねこ等を收容した場合について準用する。</p> <p>(犬又はねこの譲渡)</p> <p>第十一条 知事は、法第三十五条第一項の規定により引き取った犬又はねこをその飼養を希望する者で適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条(第十七条 (略))<br/>(手数料等)</p> <p>第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>一(五 (略))</p> <p>六 法第三十五条第一項の規定により、犬又はねこの引取りを求める者一頭又は一匹につき二千円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>2 法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第三十六条第二項の規定により收容された犬、ねこ等又は第九条第一項の規定により收容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第十九条(第二十四条 (略))<br/>(新設)</p> |

附則第三項

| 改正後                           | 改正前                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <p>知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例</p> | <p>知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例</p> |

改正後

第一条・第二条 (略)  
別表 (第二条関係)

| 項    | 事務   | 市町村 |
|------|--|-----|
| 75～1 | (略)  | (略) |
| 76   | 一 (略)  | (略) |
|      | 二 (略)  | (略) |
|      | <p>三 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例<br/>(平成十年埼玉県条例第十九号。以下この号<br/>において「条例」という。)及び条例の施行<br/>のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ<br/>るもの</p> <p>1  <del>条例第七条の二及び第十五条第一項の<br/>規定による届出の受理</del></p> <p>2  条例第九条第一項の規定による野犬等<br/>の收容</p> <p>3  条例第九条第二項の規定による立入り</p> <p>4  条例第十条第一項の規定による通知及<br/>び公示</p> <p>5  条例第十条第三項の規定による野犬等<br/>の処分</p> <p>6  条例第十条第三項ただし書の規定によ<br/>る申出の受理</p> <p>7  条例第十二条第一項の規定による野犬<br/>等の掃とう及び周知</p> <p>8  条例第十二条第三項の規定による市町<br/>村長への協力の要請<br/>(削る)</p> | 川越市 |

改正前

第一条・第二条 (略)  
別表 (第二条関係)

| 項    | 事務  | 市町村 |
|------|---|-----|
| 75～1 | (略)   | (略) |
| 76   | 一 (略)   | (略) |
|      | 二 (略)   | (略) |
|      | <p>三 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例<br/>(平成十年埼玉県条例第十九号。以下この号<br/>において「条例」という。)及び条例の施行<br/>のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ<br/>るもの<br/>(新設)</p> <p>1  条例第九条第一項の規定による野犬等<br/>の收容</p> <p>2  条例第九条第二項の規定による立入り</p> <p>3  条例第十条第一項の規定による通知及<br/>び公示</p> <p>4  条例第十条第三項の規定による野犬等<br/>の処分</p> <p>5  条例第十条第三項ただし書の規定によ<br/>る申出の受理</p> <p>6  条例第十二条第一項の規定による野犬<br/>等の掃とう及び周知</p> <p>7  条例第十二条第三項の規定による市町<br/>村長への協力の要請</p> <p>8  <del>条例第十五条第一項の規定による届出<br/>の受理</del></p> | 川越市 |

| 改正後    |             |     | 改正前    |             |     |
|--------|-------------|-----|--------|-------------|-----|
| 109~77 | 9・10<br>(略) | (略) | 109~77 | 9・10<br>(略) | (略) |